

○厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、告示第二号

鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号）第二十三条第三項（同令第三十六条において準用する場合を含む。）並びに電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号）第二十三条第三項（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、鉱工業品及びその加工技術並びに電磁的記録の登録・認証機関に係る電子情報処理組織を使用し、報告を行う者の使用に係る電子計算機の基準を次のように定め、令和二年四月一日から施行する。

令和元年七月一日

厚生労働大臣 根本 匠  
農林水産大臣 吉川 貴盛  
経済産業大臣 世耕 弘成  
国土交通大臣 石井 啓一

鉱工業品及びその加工技術並びに電磁的記録の登録・認証機関に係る電子情報処理組織を使用し、報告を行う者の使用に係る電子計算機の基準

1 鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「鉱工業品等認証省令」という。）第二十三条第三項（同令第三十六条において準用する場合を含む。）に規定する産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号。以下「法」という。）第四十五条第三項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機は、次に掲げる機能の全てを備えたものでなければならぬ。

一 鉱工業品等認証省令第二十三条第一項（同令第三十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務大臣の使用に係る電子計算機から入手した報告様式に入力できる機能

二 鉱工業品等認証省令第二十三条第一項に規定する主務大臣の使用に係る電子計算機と通信できる機能

2 電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「電磁的記録認証省令」という。）第二十三条第三項（同令第三十六条において準用する場合を含む。）に規定する法第四十五条第三項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機は、次に掲げる機能の全てを備えたものでなければならぬ。

一 電磁的記録認証省令第二十三条第一項（同令第三十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務大臣の使用に係る電子計算機から入手した報告様式に入力できる機能

二 電磁的記録認証省令第二十三条第一項に規定する主務大臣の使用に係る電子計算機と通信できる機能